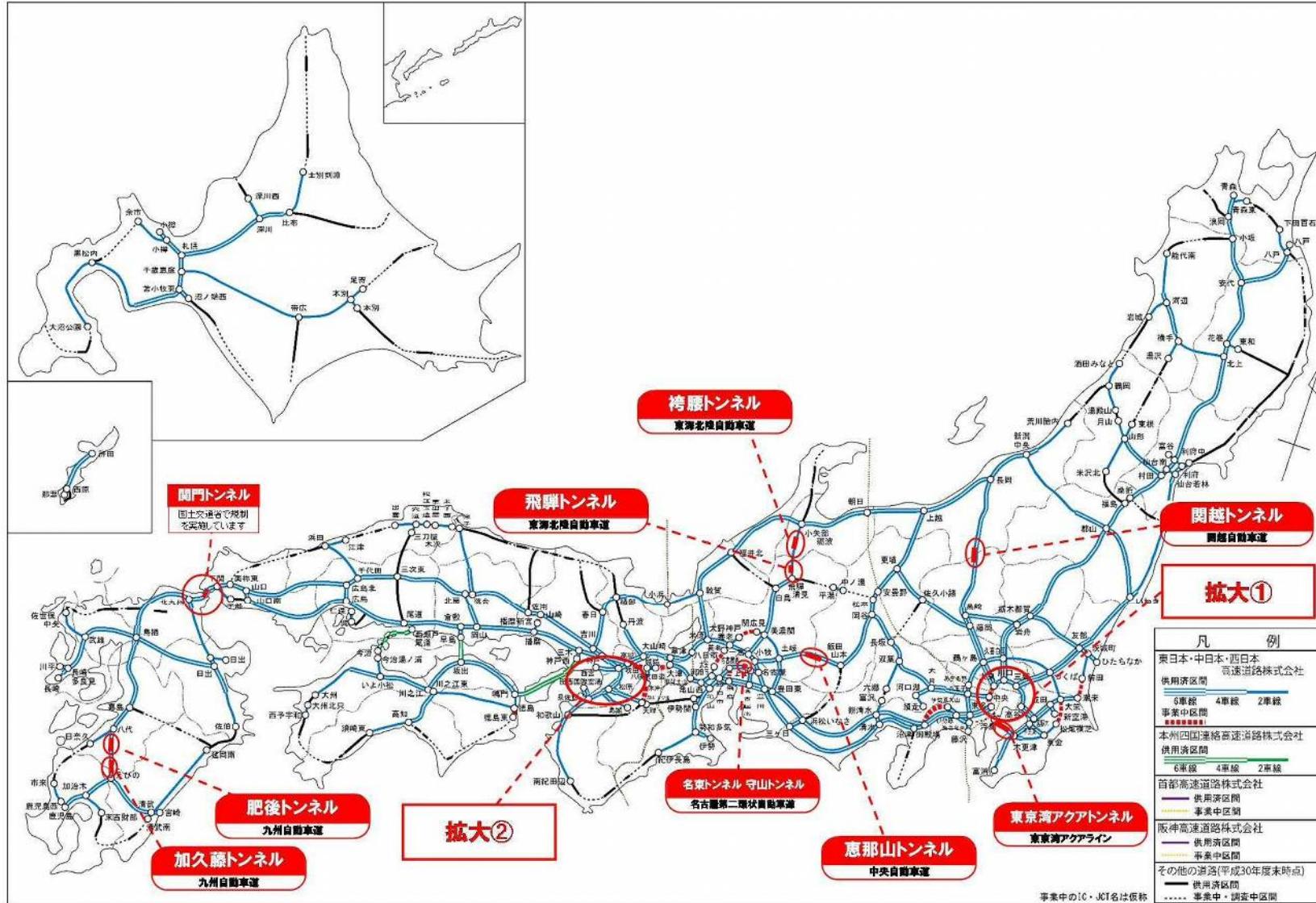
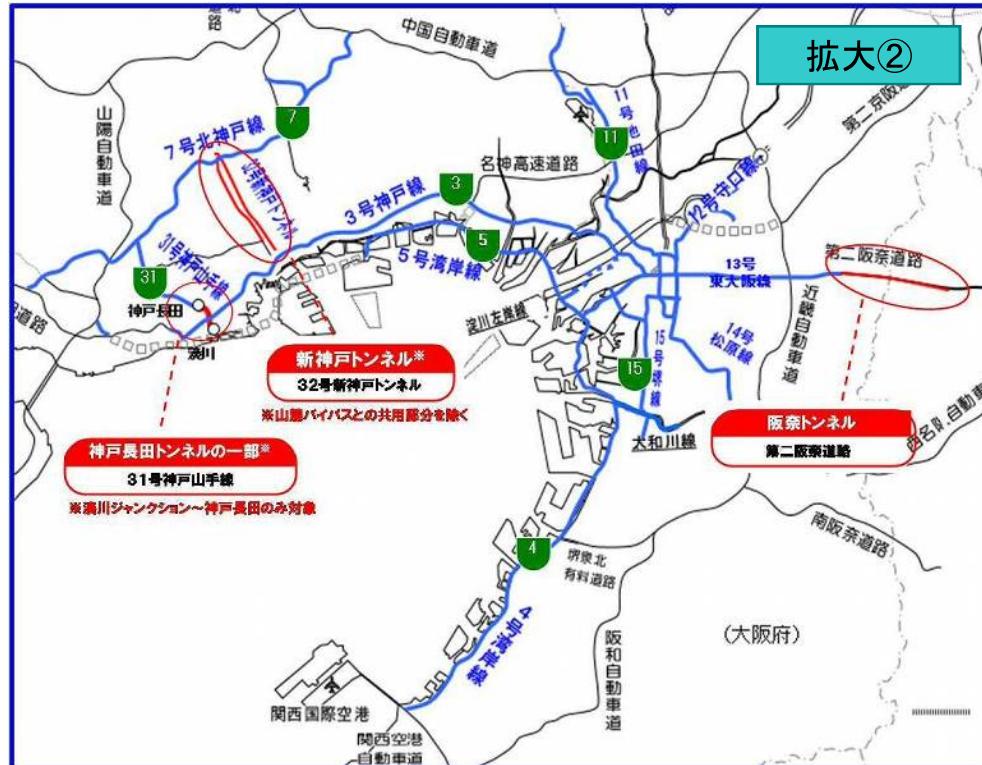


水底トンネル等における危険物積載車両の通行禁止・制限 規制対象トンネル位置図





- 図中の高速道路のトンネルについては、道路法の規定に基づき、**危険物積載車両の通行を禁止**したり、**通行の制限**を行っています。
- **通行禁止の対象となっている危険物を積載する場合、または通行制限の対象となっている危険物で積載量等の通行可能要件を満たさない場合は、規制トンネルを通行することができません**ので、トンネル手前のインターチェンジで流出するか、別ルートに迂回していただきます。
- 通行の危険の防止等を目的に実施しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
- 違反した場合には、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。